

産業廃棄物一覧表

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条による。また、指定業種のある場合、業の種類は、「日本標準産業分類表」の区分によって判断する。

区分	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かすなど
	(2) 汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く。）、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類など全ての酸性廃液など
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液など
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）など、固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物など
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、耐火レンガくず、石膏ボード、「(11) がれき類」以外のコンクリートくずなど
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、不良石炭、粉炭かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって捕捉されたもの（ダスト類）
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築（増築を含む。）又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷加工業から生じる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの、及び貨物の流通のために使用したパレットから生じる木くず、おがくず、パーク類など
	(15) 繊維くず （天然繊維くずのみ）	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ。）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど
	(17) 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要とされるもの
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・にわとりなどの死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	